

ばい煙発生施設の排出基準等に係る立入検査

横山新紀 石井克巳 内藤季和 井上智博 渡邊剛久 市川有二郎 大橋英明

2012 年度は大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に対する立入検査を 4 事業所 4 施設で実施した。また、この他にダイオキシン対策特別措置法に基づく立入検査において、3 事業所数 3 施設数で試料採取を行った。なお、この 3 施設では大気汚染防止法の項目（窒素酸化物、塩化水素）も併せて測定した。結果概要は下表のとおりであり全施設で基準値を満たしていた。

表 2012 年度立入検査結果

対象施設名	ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		塩化水素		ガス分析		煙道条件			
	換算濃度 (g/m ³ _N)	排出量 (kg/h)	換算濃度 (ppm)	排出量 (m ³ _N /h)	濃度 (ppm)	排出量 (m ³ _N /h)	換算濃度 (mg/m ³ _N)	排出量 (kg/h)	CO ₂ (%)	O ₂ (%)	水分 (%)	温度 (°C)	湿りガス (m ³ _N /h)	乾きガス (m ³ _N /h)
廃棄物焼却炉 ダ1	—	—	48	1	—	—	18.6	0.38	8.6	11.3	20.3	166	26,000	20,000
廃棄物焼却炉 ダ2	—	—	97	0.98	—	—	3	0.028	2.6	17.1	9.1	64	26,000	24,000
廃棄物焼却炉 大1	※1	< 0.085	55	0.13	0.27	0.0045	4.8	0.013	1.2	19.5	7.9	78	19,000	17,000
ボイラー 大2	※1	< 0.48	100	8.9	14	1.3	—	—	12	5.3	11.3	142	110,000	97,000
廃棄物焼却炉 ダ3	—	—	150	0.47	—	—	0.99	0.0032	4	14.8	36.4	74	7,300	4,600
廃棄物焼却炉 大3	※1	< 0.009	31	0.75	1	0.01	17	0.41	12	7.3	25.2	197	24,000	18,000
焼結炉 大4	0.018	16	100	92	6	5.5	—	—	5.5	16.3	15.7	138	1,100,000	920,000

※1 定量下限値未満

大: 大気汚染防止法対象、ダ: ダイオキシン対策特別措置法対象

揮発性有機化合物排出施設の排出基準等に係る立入検査

横山新紀 石井克巳 内藤季和 井上智博 渡邊剛久 市川有二郎 大橋英明 竹内和俊

2012 年度には大気汚染防止法に基づく V O C 排出施設に対する立入検査を 4 事業所 7 施設について実施した。

結果概要は下表のとおりであり、1 事業所について排出基準値を超過した。当該事業所については、

後日の改善確認立入検査で基準値を下回ったことを確認した。

なお、他の事業所については排出基準を満たしていた。

表 2012 年度立入検査結果

事業所名	施設名	施設種類	測定値 (ppmC)	基準値 (ppmC)	適否
A事業所	化学製品製造に供する乾燥施設1	1	13	600	適
B事業所	工業製品の洗浄施設1	8	5.6	400	適
C事業所	化学製品製造に供する乾燥施設2	1	110	600	適
	化学製品製造に供する乾燥施設3	1	4.8	600	適
	化学製品製造に供する乾燥施設4	1	56	600	適
D事業所	塗装施設の用に供する乾燥施設	3	2200	600	否
	塗装施設の用に供する乾燥施設	3	1400	600	否
D事業所 (改善確認)	塗装施設の用に供する乾燥施設	3	270	600	適
	塗装施設の用に供する乾燥施設	3	150	600	適

項	施設の種類
1	化学製品の製造の用に供する乾燥施設
2	塗装施設(吹付塗装に限る)
3	塗装施設の用に供する乾燥施設
4	印刷回路用鋼張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設
5	接着の用に供する乾燥施設
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る)
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る)
8	工業製品の洗浄施設
9	揮発性有機化合物の貯蔵タンク